

5. 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則に係るガイドライン」の一部改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>1. ～16-2 (略)</p> <p><b>16-3. 点検態勢 (第 16 条第 5 項、第 6 項関係)</b>            内部管理担当役員は、取引中止等の発生時には、事実の速やかな公表及び事実や顧客への影響の調査、発生事由等の検証、再発防止の策定及び実施などを指揮・管理しなければなりません。特に発生事由の解明や点検については、発生当事者となる部署のみに委ねることなく、点検等が適切に行われるための組織や業務の設計、人員の配置を行うことが求められます。</p> <p>さらに会員は、検証のプロセスや内容、検証結果における判断の妥当性について、内部監査部門が事後確認する仕組みをもって、適切な業務推進に努めることが求められます。</p> <p>17-1・17-2 (略)</p> <p><b>17-3. 点検態勢 (第 17 条第 4 項、第 5 項関係)</b>            16-3. と同様に、内部管理担当役員は、取引価格や判定価格の点検を指揮・管理し、点検が適切に行える態勢の整備に努めなければなりません。</p> <p>また、会員は、点検結果等について、内部監査部門による事後確認を徹底し、適切な価格をもって取引が行われる仕組み作りに注力することが求められます。</p> <p>18. (略)</p> <p><b>19. 準用規定 (第 19 条関係)</b>            第 19 条では、金融先物取引業務取扱規則第</p>	<p>1. ～16-2 (略)</p> <p><b>16-3. 点検態勢 (第 16 条第 5 項、第 6 項関係)</b>            内部管理担当役員等は、取引中止等の発生時には、事実の速やかな公表及び事実や顧客への影響の調査、発生事由等の検証、再発防止の策定及び実施などを指揮・管理しなければなりません。特に発生事由の解明や点検については、発生当事者となる部署のみに委ねることなく、点検等が適切に行われるための組織や業務の設計、人員の配置を行うことが求められます。</p> <p>さらに会員は、検証のプロセスや内容、検証結果における判断の妥当性について、内部監査部門が事後確認する仕組みをもって、適切な業務推進に努めることが求められます。</p> <p>17-1・17-2 (略)</p> <p><b>17-3. 点検態勢 (第 17 条第 4 項、第 5 項関係)</b>            16-3. と同様に、内部管理担当役員等は、取引価格や判定価格の点検を指揮・管理し、点検が適切に行える態勢の整備に努めなければなりません。</p> <p>また、会員は、点検結果等について、内部監査部門による事後確認を徹底し、適切な価格をもって取引が行われる仕組み作りに注力することが求められます。</p> <p>18. (略)</p> <p><b>19. 準用規定 (第 19 条関係)</b>            第 19 条では、金融先物取引業務取扱規則第</p>

25 条の 2 の 2 及び第 25 条の 2 の 3 も準用することとなります。当該規定は、注文執行態勢整備と取引ルールの顧客への説明義務に関する規則です。本規則が適用される個人向け店頭バイナリーオプション取引も常時変化する売買価格を顧客に提示し、取引を行うこととなる関係上、スリッページが生ずる蓋然性が高いことから、当該規則についても準用することが適当と考えます。

また、同条第 2 項については、これまで準用していた金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 4 に関する細則が、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 7 に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第 21 号の 8 に基づく報告に関する規則を制定したことに伴い廃止となりました。

そのため、これまでと同様に、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 7 に基づく店頭外国為替証拠金取引に関する情報の保存及び同項第 21 号の 8 に基づく報告に関する規則の第 4 条第 1 項から第 6 項（第 3 項第 4 号、第 4 項第 4 号を除く。）、第 8 項、第 5 条及び第 6 条第 3 項については準用することが適当と考えます。

この場合、同規則第 4 条第 1 項中の「3 年間（第 4 項第 4 号①に掲げる事項にあつては 3 月間）」と規定されているものについては、「3 年間」、第 8 項中の「第 9 号及び前項第 3 号の日時」と規定されているものについては、「第 9 号の日時」及び「1,000 分の 1 秒」と規定されているものについては「1 秒」と読み替えを行い対応頂くこととなります。

以下略

25 条の 2 の 2 及び第 25 条の 2 の 3 （共に近日制定見込み） も準用することとなります。

当該規定は、注文執行態勢整備と取引ルールの顧客への説明義務に関する規則です。本規則が適用される個人向け店頭バイナリーオプション取引も常時変化する売買価格を顧客に提示し、取引を行うこととなる関係上、スリッページが生ずる蓋然性が高いことから、当該規則についても準用することが適当と考えます。

以下略